「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正案に対する 意見募集の結果について

平成 23 年 11 月 17 日 社団法人 投資信託協会

(ご意見の状況) 個人2者6件、法人6社24件

No	ご意見等	当協会の考え方
【規則】		
交付目論	見書の作成に関する規則第3条第1項第1号②	11
(本文中	の記載事項及び記載順・通貨選択型投資信託等に	おいて記載すべき事項)
1	通貨選択型投資信託のリスクの特徴として、有 価証券部分の価格下落に加えて、通貨による下 落が重畳的に影響を及ぼし、より急激な基準価 額下落を引き起こす場合があることが挙挙があると思います。かかる重畳的効果は、偶場環境 れると思います。かかる重畳的効果は、偶環境 が一定の状況すなわち市場参加者がリストの が一定の状況すなわち市場を引きれるという場合に見られるという が一定の状況すなわち市場があるのではないかと思われます。従いまして、より明確にこの点を文言において説明する ではないかと思われ、たとえば、以下のような開示を行うことを標準とすべきでよいいようか。場所的には、リスク・リターンを 図示したイメージ図の下あるいは主な基準価 額変動要因の欄に記載することが考えられ	貴重なご意見と考えますが、規則は最低限記載すべき事項について定めておりますので、原案の通りとさせて頂きますが、各社で創意工夫して頂くことは問題ないと考えます。
	す。 「本ファンドが実質的な主要投資対象とする。 ○○○○○の価格と各通貨クラスにおける通貨の 為替レートは、市場環境によっては同時に変動 する場合があります。その際には、○○○○○の 価格と為替レートが同時に下落し、本ファンド の基準価額がより大幅に下落する可能性があります。市場の混乱や急激な変動、経済危機等により、市場参加者がリスク回避傾向を強めた場合等において、このような状況が生じる場合があります。」	
2	イメージ図および文言でリスク開示を行うことは非常に有益と考えますが、投資家とに非常に有益と考えますが、投資家とに理解で、どの程度のリスクを取っているのかを理れませることはそれほど容易ではないと思われまど容易ではなり正確な理解をしていただくために、過去のインデックスおける各月末から開始される1年間の最大下落率りである名月末から開始される1年間の最大下落率りでまた、通貨取引を付加することによりどの程度を打造ないも適宜示しつつ、数値ではよりが増大するのかも適宜示しつつ、数値ではよりが増大するのかも適宜示してとが重要がにリスクの程度を把握いただくことが重要がにリスクの程度を把握いただくことが重要がによりの発展を把握いただくことが重要が、いかがでしまるの際には、当然のことながら、かかるでよりに収まる保証はない等の適切なディスクレー	ご提案の趣旨が必ずしも定かではありませんが ご提案の趣旨が投資者の誤解を招くようなもので なければ、記載は妨げられないと考えます。規則 は最低限記載すべき事項について定めております ので、原案の通りとさせて頂きます。

No	ご意見等	当協会の考え方		
	マーも必要になると考えます。)			
	交付目論見書の作成に関する規則第3条第2項			
(通貨選	択型投資信託等の定義)			
3	第3条2について「~通貨選択型投資信託を 通貨選択型投資信託を でで産業収型投資信託を でで産業なる でで産業と の収益を でででででででででいいないの でしたいかがでした。 ではいかがなないではいかがのようまとして、 ではがあるです。 会とであるです。 会とででいてはないかがでした。 ではがある。」という。 というのもとではいかがでした。 ではがあるがよれているのとのではないがでした。 ののにようするのといったを ののにようなでいてはないのではないでした。 ながいるのではないではないでのよう。 ののにようなでででないないないでした。 でいるがでいるがでいるがでいるののではないのででででないないないではないのででででないではないのでででないないがでいる。 このながでいるをでいてないのではないのででででないないともでででないではないのではないのでででないではないのではないではないのではないので	ファンドの特色等への記載の有無に関らず、為替へッジプレミアムや為替差益を積極的に獲りにいくファンドを対象と考えております。なお、ファンドの特色等への記載の有無に関らず結果として為替へッジプレミアムや為替差益を得る可能性はあるが積極的に獲りにいくものではないファンドについては、対象外と考えており、「~を追求する投資信託」としております。		
	献が極めて限定的である投資方針のファンド等の場合にはヘッジプレミアムをイメージ図を用いて説明することで、収益源として誇張することになり、商品性の正しい理解を妨げる要因となる可能性があること。			
4	今後の商品の多様化を踏まえ、「通貨選択型投資信託等」にオーソドックスな「通貨選択型投資信託等」以外のファンドがどこまで含まれるのか判断が行いやすいよう、具体例を示すことはできないでしょうか。(仮に、上記の変更が可能であれば対応は不要と思われます) <通貨選択型投資信託等に含まれるか判断が難しいファンドの例> ①外国債券に投資し、対円での為替へッジの割合を機動的に変更するファンド	必ずしもご意見の内容が明確ではありませんが、為替ヘッジプレミアムや為替差益を積極的に獲りにいくファンドを対象として考えております。 なお、具体例を示すことに関しては、ファンドの商品性が多岐に渡ると考えられることから、難しいと判断しております。		

No	ご意見等	当協会の考え方
	②A 通貨建て債券に投資し、B 通貨売り円買い	- 100 A - 17074
	のクロスヘッジを行い、B 通貨安 A 通貨高に	
	よる為替差益を追求するファンド。	
	③A 通貨建て債券と B 通貨建て債券を投資対	
	象とし B 通貨のエクスポージャーは A 通貨で	
	ヘッジ(B 通貨売り A 通貨買い)を行い A 通	
	貨のエクスポージャーを高位に保つファンド。	
	④A 通貨建て債券に投資し、債券部分とは切り	
	離して通貨の運用を行なうファンド。通貨部分	
	は運用会社の判断に基づき一定の制約の中で	
	売りと買いを組み合わせて収益を追求する。 ※いずれも、ヘッジプレミアムを追求する投資	
	太いりれる、ハランプレステムを追求する投資 方針ではないことが前提。	
	【通貨選択型投資信託等の該当性について】	通貨選択型投資信託等は、為替ヘッジプレミア
	通常、通貨選択型投資信託では、各通貨コー	ムや為替差益を積極的に獲りに行くファンドを対
	スの組入資産の通貨ポジション全体に対して、	象としております。
	常時、その各通貨コースの名称に表示されてい	なお、ファンドの商品性は多岐に渡ると考えら
	る通貨で為替ヘッジを行うというスキームを	れることから、一様に該当性を判断することは難
	有している。	しいと考えております。
	(1) 規則第3条第2項の「単一の通貨コース	
	で通貨選択型投資信託と同様の収益を追求す	
	る投資信託」とあるのは、単一の通貨コースの	
	場合も、上記に則して、ヘッジについて、	
	①組入資産の通貨ポジションと明瞭な関連	
	性が認められること ②組入資産の通貨ポジション全体に対して、	
	回組入賃産の通真ホンクョン主体に対して、恒常的に行われるものであること	
	を該当性の判断基準としてよいか。	
5	(2) また、例えば、組入資産からの収益のほ	
	か、為替ヘッジプレミアム及び為替差益を追求	
	する単一の投資信託であって、その時々の為替	
	動向により、都度、為替ヘッジプレミアム及び	
	為替差益を追求するか否かを判断して行うも	
	のについては、これに該当しないと考えてよい	
	カ。	
	(3) また、例えば、新興国債券に投資する単	
	一の投資信託であって、そのポートフォリオの	
	一部を、先進国通貨建で発行される新興国債券に投資し、当該先進国通貨の売り、当該新興国	
	に投資し、ヨ該光進国理員の元り、ヨ該新興国 通貨の買いを行うことで、実質的にポートフォ	
	リオ全体が現地通貨建債券へ投資すると同等	
	の効果を狙うものについては、これに該当しな	
	いと考えてよいか。	
交付目論	・ 見書の作成に関する規則第7条第2項	
(「投資	リスク」の冒頭において記載すべき事項の記載方	
	ただし書において、「~(略)~『投資リスク』	「目立つように記載」することが大前提にある
	の冒頭以外の事項に記載する文字より大きな	ことはご意見の通りですが、その中でも「大きな」
	文字で記載するか、これが困難な場合には、赤	文字での記載」を強く求めており、それが難しい
0	字や下線など目立つように工夫して記載する	場合には「赤字や下線など」での記載との趣旨の 相字でなるため、原案の通りして出て頂きます。
6	ものとする。」とされている。この趣旨は、つ まり、「目立つように工夫して記載」すること	規定であるため、原案の通りとさせて頂きます。
	より、「自立つように工大して記載」すること に重きがあると考えられるところ、そうである	
	に重さがめると考えられるところ、そりくめる ならば、「一義的には大きな文字、二義的には	
	赤字や下線など」とではなく、「大きな文字あ	

No	ご意見等	当協会の考え方
	るいは赤字や下線などで目立つように」と並列	- 100 A 7 37 C/3
	表記し、各社の事情や考えにより工夫の余地を	
	与える記載とすることはどうか。	
【細則】		
交付目論	見書の作成に関する規則に関する細則第3条第	1号本文
(ファン	ドの特色として細則に規定する記載方法)	
7	「~(略)~当該投資信託の商品性に合わせ掲載場所等を工夫して記載するものとする。」とあるが、書面の特定の箇所を「掲載場所等」と表現することに若干の違和感を感じる。そこで、「掲載場所等を」を削除しても文意は通じることから、当該表現を削除し、例えば、「~(略)~当該投資信託の商品性に合わせ工夫して記載するものとする。」とすることはどうか。	本規定は、各社で工夫して投資者に分かり易いように記載することを趣旨としておりますので、 原案の通りとさせて頂きます。
8	ヘッジという文言は、一般社会においては、リスクを回避するという意味で用いられていると思われますが、通貨選択型投信の説明において使われているヘッジは、そのような意味で用いられていますか? リスクを積極的にとりにいくという意味であるならば、専門家の世界でそのような意味で通用していたとしても、一般人の誤解を招くことにないよう、別の適切な文言を用い説明を行うべきではないでしょうか。	今般の改正はイメージ等を用いて総合的な面から、投資者に理解しやすいように記載すべく検討を行っております。 なお、頂いたご意見につきましては貴重なご意見と考えますが、今後の検討課題とさせて頂きます。
9	複雑な仕組みの商品には「そんなことだとは知らなかった」といったトラブルがつきものです。そうしたトラブルの発生を予防するためには、一般的な為替へッジ付きの投資信託との違いを強調する必要があると考えます。そのためには、例えば、イメージ図の下に、一般的な為替へッジ付きファンドのリスク・リターンの説明のイメージ図を併記する等の配慮をすることが望ましいと考えます。そうすることによって、投資家はどのリスクを追加的にとることによって追加リターンを狙うファンドであるかを認識できるのではないでしょうか。	目論見書については投資者に理解しやすい目論 見書とするという観点から、簡素化をするという 趣旨があり、複雑な商品についての説明とでバラ ンスを考え、必須事項と考えられるものについて 規定しておりますので、原案の通りとさせて頂き ます。
10	細則の一部改正案(別紙3)において、「ヘッジ対象資産」、「為替ヘッジ取引」、「為替ヘッジプレミアム/コスト」という用語が使われていますが、「ヘッジ」という用語には、リスクを低減するというニュアンスが含まれると思われます。通貨選択型投資信託の場合には、逆にリスクを増大させる取引であるため、かかる用語の使用は避けるべきと考えますが、いかがでしょうか。	No.8 をご覧ください。
11	細則第3条、4条に通貨選択型の投資信託等と分配金の支払いに関する記載例が示されているが、日本証券業協会が HP で公表している記載と少し異なっている。投資家や受益者の目に触れるものであり、混乱を避けるため、一つの記載にまとめるべきである。	考え方の趣旨は両協会とも同様でありますが、 本会の規則では目論見書に記載する最低限の内容 を規定しておりますので、原案の通りとさせて頂 きます。
	見書の作成に関する規則に関する細則第3条第	1号①
	択型投資信託等の収益源の要素イメージ図例)	
12	「夫々の収益源の要素(例えば、「投資対象資	ご質問の趣旨が必ずしも明確でありませんが、

No	ご意見等	当協会の考え方
	産による収益」「為替ヘッジプレミアムによる	②に規定する内容の前提として本文中で各項目の
	収益」「為替変動による収益」等)を交付目論	説明を記載するという趣旨から原案の規定として
	見書本文で文章や図を用いて説明した上で と	おります。
	あるが、②の規定による「収益の源泉である(3	
	つの)要素」とは別に当該①において「収益源	
	の(3つの)要素」を「文章や図を用いて説明」	
	しなくてはならないということか。	
	また、記載箇所は「ファンドの目的・特色」中	
	であることは明確かと思われるが、「目論見書	
	本文で」とあるのは何か留意すべき点があると	
	いうことか。	
 	・ / / 。 見書の作成に関する規則に関する細則第3条第:	」 1 <u>号</u> ②
	択型投資信託等の収益源別のリスク・リターン	
(100 54 12	単純にどういうリスクがあるかを示すだけで	ご質問の趣旨が必ずしも明確でありませんが、
	なく、それぞれがどういったリスクか理解でき	ファンドのリスク・リターンは為替のみではなく
	る表記がよい。各リスク・リターン期待度の一	組入れ資産の内容を総合的に判断して算出するも
13	般的な図を入れてはどうか。通貨選択型であれ	のであり、定量的に記載することは困難であると
	ば、該当通貨の為替変動図があるとよい(どれ	考えます。
	だけ動くとどれだけ損をするか。)。	- J/C& / 0
交付月詮	記書の作成に関する規則に関する細則第4条本で	· 文
	情報として細則に規定する記載方法	
	「原則「ファンドの目的・特色」の分配方針の	追加的記載事項とすることで掲載場所につい
	箇所に続けて記載するものとする。 とあるが、	て、見開きにする等といった創意工夫を行うこと
	「交付目論見書の作成に関する規則」の「第4	ができると考えられることから、原案の通りとさ
14	条(追加的情報)第6号」ではなく「第3条(本	せて頂きます。
	文中の記載事項及び記載順)第1号②ホ」に、	
	『続けて記載する』旨を明記すべきではない	
	カゝ。	
	「原則「ファンドの目的・特色」の分配方針の	原則続けて記載することと規定しております
	箇所に続けて記載するものとする。」とあるが、	が、改頁についてまでは規定しておりません。
15	「分配方針」と当該留意事項の間に「ファンド	
	の仕組み」または「主な投資制限」等の挿入も	
	しくは改頁は許容されないとの理解でよいか。	
	「原則「ファンドの目的・特色」の分配方針の	規則は最低限の内容について規定しております
	箇所に続けて記載するものとする。」とあるが、	ので、対象外のファンドについては原則各社判断
16	この度の対象ファンド以外のファンド(3ヵ月	であると考えますが、統一した記載とすることで
10	以上の間隔を空けて決算を行うファンド) に当	投資家の理解のしやすい記載となること等に、留
	該留意事項を記載する場合も「続けて記載」す	意して頂くことが考えられます。
	ることを留意すべきか。	
	第4条のなお書き以降、「本号の対象となる投	従前より規則第4条の例外事項についての規定
	資信託は、公募追加型株式投資信託~(以下	は細則に定めておりますことから、同様の扱いと
	略)」とあるが、これは、規則第4条第6号に	し、原案の通りとさせて頂きます。
	規定する毎月分配型投資信託及び隔月分配型	
	投資信託(決算頻度が毎月及び隔月のもの)が	
	公募追加型株式投資信託である場合を指して	
17	いるものと読み取ることができる。そうである	
	ならば、規則細則間の参照形式ではなく、直接、	
	規則にその旨を記載し、例えば、規則第4条第	
	6号の記載を「公募追加型株式投資信託のうち	
	毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託	
	(決算頻度が毎月及び隔月のもの)は、次に掲げる。(パス酸)、トナスト・トル節製で入れ	
	げる~(以下略)」とすると、より簡潔で分かりやすいのではないか。	
10	このイメージ図は、一般人の目には、資産に穴	「分配金の支払われた分だけ基準価額が下落す
18	このイメージ図は、一板人の日には、資産に人	プロセツス1A4/4いに力にり左手側観が「洛9

No	ご意見等	当協会の考え方
110	があいたように見えませんか。分配金がファン	る」点については、実績の有無に関らず全社統一
	ド資産から支払われることを示したいのであ	的に記載すべき事項として、細則4条①に「例え
	れば、分配金の支払い前と後の純資産額の変化	ば・・・旨を記載した上で」と定めております。
	を棒グラフで示す方法の方が誤解が生じない	その他の貴重なご指摘については今後の参考と
	ように思います。また、ここで大切なのは、分	させて頂きます。
	配金が支払われた分だけ基準価額が下がると	
	癿 並が又払われたガたり 基準価値が下がると いうことをしっかりと投資家に認識させるこ	
	とだと思いますが、そのためには、交付目論見	
	きんこんいますが、そのためには、父NF論兄 書のファンドの実績の頁の基準価額の推移の	
	グラフを投資家に確認することを求めるとと	
	もに、分配金の支払いによって基準価額が下が	
	ったことの説明が必要と思われます。実績のな	
	いファンドについては、分配金落ちについて認	
	識できるよう、別途説明が必要のように思われ	
交付日豁	ます。 記書の作成に関する規則に関する細則第4条①	
	が支払われるイメージの記載方法)	
	「①分配金が支払われるイメージの記載方法」	分配金の支払いについて、①②③にてそのイメ
	「②分配金が収益を超えて支払われるイメー	ージを併せて記載することを規定しておりますの
	ジの記載方法」「③分配金が一部又は全部が元	で原案の通りとさせて頂きます。
	本の一部払戻しに相当する場合のイメージの	なお、目論見書中の表題については商品内容に
19	記載方法」とあるが、それぞれ「①分配金が支	則した表記にすることが可能であると考えており
	払われる旨の記載方法」「②分配金が収益を超	ます。
	えて支払われる旨の記載方法」「③分配金が一	
	部又は全部が元本の一部払戻しに相当する旨	
	の記載方法」が適切ではないか。	
	文章および図例において、分配金は投資信託の	「資産」もしくは「信託財産」から支払われる
	「資産」もしくは「信託財産」から支払われる	と記載しても差し支えありませんが、目論見書の
	と記載した方が、より実体に即していて分かり	記載内容としては投資者の理解のしやすさの面を
	やすいのではないでしょうか?	考慮し、「純資産」としておりますので原案の通り
	分配金について、信託財産の計理の面から説明	とさせて頂きます。
	しようとすると、「分配金は純資産から支払わ	
20	れる」という表記では説明が難しくなると思わ	
	れます。	
	実際には、分配金が信託財産から支払われるこ	
	とで純資産が減少し、結果その分配金の額に相	
	当する部分、基準価額が下がります。	
	よって、「資産」もしくは「信託財産」という	
	表記がより分かりやすいと考えます。	
	i見書の作成に関する規則に関する細則第4条② :が収益を超えて支払われるイメージの記載方法)	
(万胜金	以下の要因のため、イメージ図例の縦軸の比率	本イメージ図は「一般的な例」であり、投資者
	や高さを変更することは許容されるか。また、	本イケーン図は「一般的な例」であり、投資有 に誤認を生じさせる可能性のない範囲での記載の
	【具体的な数値を変更すること及び棒グラフの	工夫は可能と考えます。
	兵体的な数値を変更すること及び棒クラブの 下の方に波線を追加することは問題ないか。	工人はり胎につんより。
21	1.62 つの棒グラフのみ、他の棒グラフとスケ	
21	1.石 2 つの棒クラブのみ、他の棒グラブとスケー ールが異なっている(他の棒グラブは白い部分	
	一ルが異なっている(他の棒グラブは白い部分 が1万円である)。	
	n 1 n 円 c n a a a a b a	
	2.石がら2 プロの棒グラブの「20 円」と「80 円」のスケールが同一に見える。	
	ロ」のヘケールが同一に兄んる。 イメージ図の下に「※上記はイメージであり、	本イメージ図は「例」であるため、タイトルの
	イメーン図の下に「XX上記はイメーンであり、 ~ (以下略) とあるが、そのすぐ下の「(記載	本イメーン図は「例」であるため、タイトルの 表記を「イメージ図例」としております。
22	上の留意事項)3.」では、「イメージ図につい	なんを「イグーン図例」としておりより。 また、本細則に定める図を統一して「イメージ
	ては、『上記はイメージ図であり、実際の分配	図」と表記としております。ご指摘の記載上の「イ
	ヾは、 エルはイクニノ囚(ぬり、天际の方能	凶」こ女叫こしてわりまり。こ1月間77記戦上77「1

No	ご意見等	当協会の考え方
	金額や~(以下略)』」とある。表現を統一した 方がよいのではないか(また、当該イメージ図 のタイトルにもイメージ図例とある)。	メージ図」内の※書きは、投資者に対する説明としての文言であるので、原案の通りとさせて頂きます。なお、ご指摘の表現の統一という点で「(記載上の留意事項) 3.」における『上記はイメージであり、実際の分配金額や~(以下略)』」旨に例にあわせた表現に修正します。
23	第4条②の「分配金が収益を超えて支払われるイメージの記載方法」に掲げられている「計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ図例 (前期決算日から基準価額が下落した場合)」において、分配後の基準価額が前期決算日の基準価額を下回るだけでなく、当初元本(1万円)をも下回るイメージ図を標準的な例としたほうが、投資家に対してより注意喚起となるのではないでしょうか。	No.21 をご覧ください。
	は見書の作成に関する規則に関する細則第4条③ なが一部又は全部が元本の一部払戻しに相当するが。	基合のイメージの記載方法)
24	普通分配金だけの表記も加えてはどうか。	普通分配金のみの表記については一般的なパターンであると考えます。規則は最低限記載する事項を定めておりますので必須としておりませんが、これ以上の記載を妨げるものではありません。
25	7月発出の記載例では「分配金」、「支払後」及び「基準価額」の行間が同じに見えるため「分配金支払後基準価額」と一つの文言として読めるが、細則案では「分配金支払後」と「基準価額」の間が広がり、さらに「基準価額」と「基準価額」とが一つの文言としても見える。これら文言の関係性が明確になるような表示とした方が宜しいのではないか。また、次の文言修正は許容されるか(その場合何か問題あるか)。 1.「当初個別元本」→「分配前個別元本」(過去に特別分配が支払われたり追加購入しため)2.「分配金支払後基準価額」→「分配後基準価額」(「計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合」の表記にあわせるため) 3.「個別元本」→「(分配後個別元本)」(左側の表記を「分配前個別元本」にした場合、あわせるため)	→規則の趣旨としては、「分配金支払後基準価額」・「分配金支払後個別元本」と考えております。←本規定はイメージ図例でありますので、各社で工夫して投資者に分かり易いように記載することは可能と考えます。
26	「文章による説明として、たとえば、『受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、~(以下略)』」とあるが、これは、表現を統一すると、「すべて」は「全部」とした方がよいのではないか。	ご指摘を踏まえ修正致します。
27	(注)等を「手続・手数料等」の「ファンドの 費用・税金」に記載した場合は、当該(注)等 は不要となるとの理解で宜しいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、本規定で定める(注)等の記載は、「分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図例」に対する注意書きであり、「普通分配金に対する課税については、交付目論見書の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」を参照する。」旨の記載を求めております。

No	ご意見等	当協会の考え方
		「分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに
		相当する場合のイメージ図例」を「手続・手数料
		等」の「ファンドの費用・税金」の項に記載する
		場合は、(注)等の記載は不要と考えます。
	見書の作成に関する規則に関する細則第6条①	
(手続・	手数料等の記載様式―お申込みメモ)	
	クローズド期間・大口解約にかかる制限のうち	どちらか一方のみの場合には、該当する事項の
	どちらか一方のみ該当事項がない場合にはど	みの記載となると考えます。
	のような記載となるか(例えば「クローズド期	また、ご理解の通り該当事項がない旨等を記載
2.2	間はありません。大口換金には制限を設けま	するのは、両方を含め換金制限が全くない場合の
28	す。」のように併記となるか、またはその場合	みの記載となると考えます。
	は「大口換金には制限を設けます。」のように	
	該当する事項のみの記載で良いか)。	
	両方含め換金制限が全くない場合のみ該当事 項がない旨等を表示するのか。	
本仕日塾	見書の作成に関する規則に関する細則第6条②	
	元音の作成に関する税則に関する神則第 0 米② 手数料等の記載様式—ファンドの費用・税金)	
(_1_4)_[「購入時手数料」または「信託財産留保額」等	←貴見の通りで差し支えありませんが、「赤字や
	を徴しないファンドの場合には、例えば「あり	下線など目立つように工夫」することを妨げるも
	ません」等の該当事項がない旨を記載すること	のではありません。
	となるが、その場合には「赤字や下線など目立	←従前より細則には「解約時手数料」についての
	つように工夫」は不要との理解で宜しいか。	記載・項目は設けておりませんが、(ア)の項目は
29	また②(ア)には「解約時の手数料」の規定が	記載例であるので、「解約時手数料」を設けている
	存在しないので「、解約時の手数料」は削除す	場合には、項目を追加して記載して頂くこととな
	べきではないか(なお、当該項目は該当事項が	っております。なお、「解約時の手数料」の記載を
	ない場合には記載していない)。	他の部分と平仄を合わせ、「換金時の手数料」と修
		正させて頂きます。
【その他	1	
	このたびの改正が提案されるに至った経緯は、	本会は投資者保護を図る観点から自主規制を定
	日経新聞等によって報道されていますが、意見	めており、今般の改正は金融庁の監督方針及び現
	募集にあたっては、その経緯や趣旨・目的を協	下の状況等を踏まえ検討を行って参りました。
30	会の言葉で積極的に語っていただきたかった	頂いたご意見は、貴重なご意見として今後の参
	と思います。自主規制団体としての貴協会の果	考とさせて頂きます。
	たされる役割に期待している者として、残念に	
	思っております。	

*その他ご指摘頂いた箇所について、適宜、字句修正を行っております。貴重なご意見を頂きありがとうございました。